



SAITAMA 出会いサポートセンターの 利用登録料を補助します

SAITAMA 出会いサポートセンターとは

結婚を希望する20歳以上の独身男女を対象に、出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システムによりサポートしている結婚支援センターです。県、市町村、民間企業などが一体となって運営しています。

5月末現在の登録会員は12,511人、平成30年10月の開設以降、6,687組が交際、229組が成婚により退会しています。

町内在住のかたは、市町村会員割引料金適用で、11,000円（2年間有効）で入会できます。会員登録やイベントなどの詳細については、SAITAMA 出会いサポートセンター（恋たま）のホームページでご確認ください。



恋たま
ホームページ
QRコード

【補助対象】 ◎申請時に町内に住民登録のあるかた

◎4月1日以降、新規会員登録または登録を更新し、利用登録料の支払いが完了したかた

【補助金額】 11,000円

【申請方法・申請期限】 申請書に必要書類を添付し、本登録日または更新日から3か月以内に福祉課へ提出（郵送可） ※詳しくは、町ホームページをご確認ください。

◎4月1日～6月30日の間に登録・更新の場合は、

9月30日（金）までに申請してください。

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

行政区別 推奨歩数達成率

行政区別の5月の推奨歩数達成率がまとまりました。

熱中症に気をつけながら、歩いて健康維持に努めましょう。

“わすれずに”身につける！ “わすれずに”月1回の送信！

20歳から参加できます。保健センターまでご連絡ください。



推奨歩数 65歳以上 7,000歩
65歳未満 8,000歩

行政区	5月	前月増減	4月
根木	32.20%	0.00	32.20%
関	24.24%	2.59	21.65%
南阿那志	28.17%	▲1.41	29.58%
北阿那志	24.29%	3.72	20.57%
小茂田	25.79%	1.29	24.50%
下児玉	26.28%	1.92	24.36%
北十条	30.97%	3.29	27.68%
南十条	32.53%	2.41	30.12%
沼上	30.95%	▲1.91	32.86%
広木	24.02%	1.74	22.28%
駒衣	25.93%	0.35	25.58%
木部	30.19%	3.31	26.88%

行政区	5月	前月増減	4月
古郡	28.74%	1.03	27.71%
甘粕	34.30%	▲1.17	35.47%
中里	28.36%	0.00	28.36%
湯柝	28.30%	1.88	26.42%
野中	23.16%	3.37	19.79%
小栗	20.45%	2.27	18.18%
猪俣	31.30%	0.77	30.53%
湯本	31.71%	2.44	29.27%
大仏	25.98%	▲1.80	27.78%
白石	31.94%	2.77	29.17%
円良田	48.98%	0.00	48.98%

テーマを持って、ウォーキングをしてみませんか？ 8月のテーマは、『私の好きな風景』です。

保健センターでは、推奨歩数達成率の向上、歩くことがより楽しくなるよう、一定の期間、町内で発見したことや共有したいことなどを募集します。テーマを持つことで脳も活性化し、新たな景色が見られるかもしれません。皆さんから寄せられた情報を保健センター内に掲示していきます。ぜひ、皆さんの声、写真をご提供ください。

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに！

「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」の受給には、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出する必要があります。

この届けは、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、福祉課窓口にて現況届の提出をお願いします。なお、提出期限までに「現況届」「所得状況届」の提出がない場合は、資格があっても手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■受付期間（土日・祝日を除く）

- ◎児童扶養手当 8月1日（月）～19日（金）
- ◎特別児童扶養手当 8月12日（金）～9月1日（木）

※手当を受給するには、申請が必要です。また、申請には、戸籍謄本やマイナンバーがわかるものなどが必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

■支払月額（8月現在）

- ◎児童1人の場合 最大43,070円（所得に応じて決定されます）
- ◎児童2人の場合 1人の場合の月額に、最大10,170円を加算（所得に応じて決定されます）
- ◎児童3人以上の場合 2人の場合の月額に、1人につき最大6,100円を加算（所得に応じて決定されます）

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父（母）が死亡した子ども
- ③父（母）に一定の障害がある子ども（「父（母）の障害の基準」に該当する子ども）
- ④父（母）の生死が明らかでない子ども
- ⑤父（母）に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父（母）が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨母が出産したときの事情が不明な子ども

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
 - ③定める額以上の所得があるとき

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
 - ③児童福祉施設などに入所しているとき
 - ④定める額以上の所得があるとき

■支払月額（8月現在）

- ◎1級のかた…52,400円
- ◎2級のかた…34,900円

問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132